

北九州市ガバメントクラウドファンディング型
協働のまちづくり推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「北九州市ガバメントクラウドファンディング型協働のまちづくり推進事業」を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が、市と協働で実施するプロジェクトについて、ガバメントクラウドファンディングによる寄附を募り、寄せられた寄附金の範囲内で、市がNPO法人に補助金を交付することにより、市のNPO法人の活動の活性化や地域課題解決力の向上を図り、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基金 SDGs未来基金をいう。
- (2) 補助金 市がこの要綱に基づきNPO法人に対し交付するものをいう。
- (3) クラウドファンディング インターネットを通じて、目標金額、寄付金額、事業計画等を公開し、不特定多数の者から資金調達をする仕組みのことをいう。

(対象団体)

第4条 本事業の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するNPO法人とする。

- (1) 定款に定める主たる事務所が市内にあること
- (2) 法人登記後1年以上が経過しかつ決算書が確定していること
- (3) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条（事業報告書等の提出）の規定を遵守しかつその事業報告書等が適正に作成されていること
- (4) その他補助を行うことが不相当と認められる団体でないこと

(対象プロジェクト)

第5条 本事業の対象となるプロジェクト（以下「対象プロジェクト」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市における地域課題の解決に資する活動であること。
- (2) 主たる効果が市内で生じる公益的な活動、又は主に市民を対象とした公益的な活動であること
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に実施する活動であること
- (4) 特定の個人又は団体の利益となる活動でないこと
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動、又は営利活動を目的とした活動でないこと
- (6) 当該団体内の親睦やレクリエーションを目的とした活動でないこと
- (7) 上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める活動でないこと

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象プロジェクトの実施に要する経費のうち、別表に定める経費とする。ただし、対象プロジェクトの実施に要する経費で国、県その他の機関等からの補助金、負担金、その他これらに類するものの交付を受けた場合においては、当該補助金等の金額に相当する額を控除した額を交付対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は交付対象としない。

- (1) 交付対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 団体の飲食や親睦会費
- (3) 交付対象事業期間外に発生した経費
- (4) 上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める経費

(事前協議)

第7条 補助金の交付対象となる活動を行おうとする団体（以下「提案団体」という。）は、市との相互理解を促進するとともに提案内容を本事業の趣旨に沿ったより良いものとするために、市長に対し、市が別に定める期日までに、エントリーシート（様式第1号）を提出し、市との間で協議を行うものとする。

(プロジェクトの認定申請)

第8条 申請団体は、前条の事前協議の実施後、次の書類を市が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 提案申請書（様式第2号）
- (2) 活動計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算計画書（様式第4号）
- (4) 定款の写し
- (5) 所轄庁に提出した法第29条に規定する直近年度の事業報告書等（事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）の写し
- (6) 団体の活動概要が分かる資料（会報、ホームページの画面印刷など）
- (7) 上記の内容のほか、市長が必要と認める事項

(検討会の設置)

第9条 市長は、対象プロジェクトを選考するため、「ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業選定検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、その構成員から専門的な意見を聴取するものとする。

2 検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(対象プロジェクトの認定)

第10条 市長は、検討会における構成員の意見を参考に、対象プロジェクトとしての認定の可否を決定し、その旨を対象プロジェクト認定（不認定）通知書（様式第5号）により、申請団体に通知するものとする。

2 同一年度において対象プロジェクトとして認定する活動（以下「認定プロジェクト」という。）は1団体につき1件とする。

3 認定プロジェクトは、同一団体の同一活動に対しては、連続する3年度までに限るものとする。

(プロジェクトの変更)

第11条 前条第1項の規定によりプロジェクトの認定を受けた提案団体（以下「プロジェクト認定団体」という。）は、認定プロジェクトの内容等に変更が生じた場合は、プロジェクト認定内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは、プロジェクト認定内容変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により、プロジェクト認定団体に通知するものとする。

(寄附の募集)

第12条 プロジェクト認定団体は、クラウドファンディングにより寄附を募集するに当たり、市の立会のもと、市が指定するクラウドファンディングのポータルサイト運営事業者（以下「サイト運営事業者」という。）と必要な事項についての協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議において、プロジェクト認定団体及びサイト運営事業者と寄附募集に係る必要な調整を行い、寄附募集を実施するものとする。この場合において、市は、ホームページその他の情報媒体により、当該クラウドファンディングによる寄附募集に関する周知を行うものとする。

3 プロジェクト認定団体は、当該団体のホームページやその他の情報媒体への掲載等により当該クラウドファンディングの寄附募集に関する周知を行うなど、自ら積極的に寄附募集を行うものとする。

4 クラウドファンディングによる寄附募集の実施期間は、寄附募集の開始日から60日間を超えない範囲内においてプロジェクト認定団体がサイト運営事業者との協議により定める期間とする。

5 市長は、第2項の規定によるサイト運営事業者との寄附募集に係る調整の結果、認定プロジェクトの内容について、第5条に規定する要件を満たしていないこと、第8条の規定により提出された申請書等の記載事項に虚偽があること等のプロジェクトの対象とすることが適当でない事由があると認めるときは、第10条第1項の規定による認定を取り消し、当該認定プロジェクトに係るクラウドファンディングによる寄附募集を実施しないこととする。

(寄附の申込み等)

第13条 認定プロジェクトに係る寄附は、市が指定するクラウドファンディングのポータルサイトを通じて行うものとする。

2 前項の規定による認定プロジェクトに係る寄附については、謝礼品贈呈の対象としない。

3 市長は、第1項の規定による認定プロジェクトに係る寄附を受領した場合において、寄附者が同意したときは、当該プロジェクト認定団体に寄附者の情報を提供するものとし、当該プロジェクト認定団体は、当該寄附者に対してお礼状を送付するものとする。

(予算措置)

第14条 前条第1項の規定による寄附として受領した寄附金は、当該寄附金の額の100分の80に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額とする。）を、第15条の規定によりプロジェクト認定団体に対して支援事業補

助金として交付するまでの間、北九州市SDGs未来基金条例（令和2年条例第7号）により設置する北九州市SDGs未来基金に積み立てるものとする。

（寄附額の確定）

第15条 市長は、第13条第1項の規定により受け付けた寄附金の額が確定したときは、その額を速やかにプロジェクト認定団体に通知するものとする。

（補助金の額）

第16条 認定プロジェクトに係る補助金の額は、第13条第1項の規定により受け付けた寄附金の100分の80に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。）以内で、交付対象経費として支出した額とし、その残額は北九州市ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業に係る事業費に充てるものとする。

2 1年度当たりの補助金の総額は、当該年度の予算に定める額の範囲とする。

（補助金の交付申請）

第17条 補助金の交付を申請しようとするプロジェクト認定団体は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 プロジェクト認定団体は、寄附額の確定により、第8条の活動計画書及び収支予算計画書を変更する必要があるときは、変更後の書類を前項の補助金交付申請書に添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第18条 市長は、第17条の補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、その旨を補助金交付決定通知書（様式第9号）により、プロジェクト認定団体に通知するものとする。

（補助金の支払い方法）

第19条 この要綱に定める補助金については、認定プロジェクトの円滑な遂行を図るため、必要であると認められるときは、認定プロジェクトの完了前に前条に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払いすることができる。

2 補助金の交付決定を受けたプロジェクト認定団体は、概算払いを受けようとするときは、その旨を市長へ請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容が適当と認められるときは、補助金の一部または全部について概算払いをするものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第20条 市長は、プロジェクト認定団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定取消書兼返還通知書（様式第10号）により、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取り消し又は既に交付されている補助金の全額若しくは一部を、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（1）この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき

（2）補助金の交付対象決定及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したことが判明したとき

- (3) 補助金をその目的以外の目的に使用したことが判明したとき
- (4) 認定プロジェクトの実施にあたって剰余金が生じたとき
- (5) 偽り、その他不正な手段により、寄付金の募集及び補助金の交付を受けたことが判明したとき
- (6) 支給すべき額を超えて支給を受けたとき
- (7) その他市長が適当でないと認めるとき

2 前項の規定によりプロジェクト認定団体が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合に生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。

(返還された補助金の取扱い)

第21条 市長は、前条第1項の規定により返還された補助金については、次の各号に従って取り扱うものとする。

- (1) 補助金が返還されたプロジェクトについて、次年度のプロジェクト実施に係る寄附金が目標額に達していない場合、当該プロジェクトの寄附額に充当する。
- (2) (1)の場合を除き、次年度実施の他のプロジェクトが寄附額の上限に達していないとき、それらのプロジェクトに均等に分配する。

(実績報告)

第22条 プロジェクト認定団体は、認定プロジェクトが完了したときは、20日以内に次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第11号)
- (2) 活動報告書(様式第12号)
- (3) 収支決算報告書(様式第13号)
- (4) 領収書等補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (5) 写真、チラシ、パンフレット等活動の実施について確認をするのに参考となる書類

(補助金の額の確定)

第23条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現場確認検査等により、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書(様式第14号)によりプロジェクト認定団体に通知する。

(状況報告及び調査)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途等に関し、プロジェクト認定団体に対して報告を求め又は実地に調査することができる。

(補助事業内容の情報発信)

第25条 プロジェクト認定団体は、補助金の活用実績、認定プロジェクトの実施内容について、市民等への情報発信に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第26条 プロジェクト認定団体は、プロジェクトを行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用し

てはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らしてはならない。

(経理執行上の留意事項)

第27条 プロジェクト認定団体は、認定プロジェクトを他の事業と明確に区分して経理しなければならない。

(書類の保管)

第28条 プロジェクト認定団体は、認定プロジェクトにかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該プロジェクトが完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に総務市民局長が定める。

2 補助金の交付等に当たっては、この要綱のほか北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。